

中能登町結婚新生活支援事業Q & A

要件の確認(所得)

(所得の定義)

Q1 所得とはいったい何を指すのですか。

A 所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出した額となります。個人に複数の所得がある場合(例:給与収入と一時所得など)はこれらを合算します。

・給与所得者の場合: 1年間の給与等の収入金額ー給与所得控除額

・自営業者の場合: 1年間の売上金額ー必要経費

※所得課税証明書の発行には手数料がかかりますので、事前に源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄や確定申告書の所得金額等の合計欄で確認することができます(最終的には直近の所得課税証明書での確認、提出が必要です)。

(所得確認の時点)

Q2 所得は、どの時点の所得課税証明書に基づいて確認すればよいですか。

A 申請の時点で発行されている直近の所得課税証明書により確認してください。

(所得判定の際に控除できる貸与型奨学金の返済期間)

Q3 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでか。

A 所得課税証明書の期間と同一期間です(証明書がN年度の場合N-1年の1月~12月)。

(貸与型奨学金の年間返済額の確認方法)

Q4 貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認すればよいですか。

A 奨学金返還証明書により確認することが望ましいですが、同証明書の提出が困難な場合には、通帳等による返済額の確認でも差し支えません。

要件の確認(年齢)

(婚姻日時点の年齢確認の方法)

Q5 夫婦の婚姻日における年齢は、どのように確認すればよいですか。

A 戸籍抄本や婚姻証明書等、婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により確認してください。その際、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されることに留意してください。

要件の確認(世帯の状況)

(複数回転居した場合の取扱)

Q6 事業実施期間内に複数回転居した場合は、2回目以降の転居に係る費用は補助の対

象となりますか。

A 同一の地方自治体への申請かつ補助上限額の範囲内の申請の場合に限り、2回目以降の転居を補助の対象とできます。

(対象者の国籍)

Q7 夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか。

A 対象となります(本補助事業に国籍要件は設定していません)。

(再婚世帯の場合の取扱)

Q8 再婚の世帯も補助の対象となりますか。

A 補助の対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が本事業による補助を過去に受けたことがある場合(他の地方自治体での結婚新生活支援補助を含む)は補助の対象となりません。

(公営住宅等に居住している場合の取扱)

Q9 公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本交付金の対象となりますか。

A 対象となります。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外とします。

(婚姻前から居住していた物件で同居する場合)

Q10 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、補助の対象となりますか。

A いずれの場合も対象となります。ただし、補助対象となるのは、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば婚姻を契機とした同居開始後(婚姻していない状態で、結婚することがきっかけで同居することが明確である場合に、一方の入居者が当該物件の住所に住所を置いた後)に生じた費用に、また婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用に限ります。一方、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、婚姻前であっても契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。

(婚姻前から同居していた場合の補助対象期間)

Q11 婚姻届提出前から同居している場合の、補助金の対象期間は婚姻届提出日以降ですか。

A 契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、婚姻届提出前であっても同居開始日から補助対象となります。

(親族と同居する場合の取扱)

Q12 夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象となりますか。

A 対象となります。ただし、住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。

(婚姻前から夫婦の一方が居住していた物件で親族と同居する場合の引越費用の取扱)

Q13 夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となりますか。

A 対象となります。

(住居の契約名義人が申請者本人でない場合の取扱①)

Q14 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象となりますか。

A 対象になりません。契約名義人及び支払いが夫婦のいずれかであることが必要です。

(住居の契約名義人が申請者本人でない場合の取扱②)

Q15 契約名義人は夫婦の親だが、夫婦のいずれか名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合、補助の対象となりますか。

A 対象になりません。ただし、夫婦名義で契約できないやむを得ない事情(未成年等)があり、当該事情が書類等で客観的に確認できる場合は、相談してください。

(夫婦の一方が単身赴任となった場合の取扱)

Q16 婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる家賃等も補助の対象となりますか。

A 対象となります。ただし、主たる生活拠点となっている住宅一軒に係る家賃等のみが対象となります。

対象費目(住居費)

(住居費分として対象となる費用)

Q17 住居費分について対象となる費用はどのようなものですか。

A 婚姻に伴う住宅賃借費用が対象で、以下のものが対象となります。

- ・賃料
- ・敷金、礼金
- ・共益費
- ・仲介手数料

また、次のものは対象外となります。

- ・駐車場代(※1)
- ・物件の清掃代(入居前のクリーニング)
- ・鍵交換代
- ・更新手数料

- ・光熱水費
- ・設備購入代
- ・火災保険料、家財保険料
- ・契約一時金、保証金(※2)

(※1) 駐車場代について、家賃と一体不可分の場合は対象とできることもあります。

(Q18参照)

(※2) 契約一時金、保証金について、地域の商慣習にしがたい、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象となります。

(家賃に含まれる駐車場代の取扱)

Q18 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうすればよいですか。

A 家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。

(勤務先から住宅手当が支給されている場合の取扱)

Q19 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となりますか。

A 住宅手当分は対象外です。このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等により、手当支給額を把握し、当該金額を控除した金額を対象とします。

(住居の契約名義人が申請者本人でない場合の取扱)

Q20 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、対象となりますか。

A 対象となります。この場合、賃貸借契約書で賃借人が勤務先であること、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていることが確認できる書類を提出してください。

(領収書に記載のない経費)

Q21 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないが、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、領収書の確認のみで足りるかどうか。

A 領収書の確認のみで可。ただし、領収書に記載されている費目が敷金となっていること、そして、賃貸借契約書に記載されている住宅に対して支払っている旨の書面の提出が必要です。

(住居の購入、住居のリフォーム、増改築経費の取扱)

Q22 婚姻に伴い生じた住居の購入、リフォーム費、増改築費は補助の対象となりますか。

A 対象となりません。(購入の場合は、中能登町定住促進奨励金の対象となる場合があります)

す。)

(対象となる引越費用)

Q23 引越費用について対象となる費用はどのようなものですか。

A 引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となる。したがって、引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は対象外となる。(例:不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用 等)

対象費目(家財道具分)※夫婦共に婚姻日にける年齢が34歳以下かつ、夫婦の合計所得が340万円以下の場合

(家財道具分として対象となる費用)

Q24 家財道具分について対象となる費用はどのようなものですか。

A 家財道具分としては、夫婦が新婚生活に使用する白物家電(家庭内の家事の労力を減らすなど、生活に密着した家電が対象となります。娯楽に供するもの例えば、テレビ、パソコン等は対象外です。)及び家具等で、一品あたり3万円以上、各種1点までとなり、夫婦が購入したものに限り(申請時に添付する領収書の支払者は夫婦いずれかに限り)ます。

(家財道具分と住居費分の補助上限額の取扱い)

Q25 家財道具分の合計が補助上限額に満たない場合、住居費分で補助上限を超えた分を家財道具分に加算することは可能ですか。

A 不可です。あくまでも住居費分、家財道具分それぞれに区分します。なお、補助金額は1,000円未満切り捨てとなりますが、その場合、家財道具分と住居費分それぞれで端数処理を行います。

(家財道具分のみでの申請)

Q26 親等の親族と同居しており、住居費分の対象経費が発生しない場合、家財道具分のみでの申請は可能ですか。

A 年齢要件、所得要件を満たしていれば可能です。